



## あい社会保険労務士法人

〒706-0024  
岡山県玉野市御崎2丁目3番13号  
TEL : 0863-81-5634  
FAX : 0863-33-3896  
e-mail : [ksato@aisr.or.jp](mailto:ksato@aisr.or.jp)  
ホームページ : <https://aisr.or.jp>

### 賃金不払が疑われる事業場に対する 監督指導結果（令和5年）より

#### ◆監督指導結果のポイント

1 令和5年に全国の労働基準監督署で  
取り扱った賃金不払事案の件数、対象  
労働者数及び金額は以下のとおり。

- (1) 件数 21,349件(前年比818件増)
- (2) 対象労働者数 181,903人(同  
2,260人増)
- (3) 金額 101億9,353万円(同19  
億2,963万円減)

2 労働基準監督署が取り扱った賃金不  
払事案(上記1)のうち、令和5年中  
に、労働基準監督署の指導により使用  
者が賃金を支払い、解決されたものの  
状況は以下のとおり。

- (1) 件数 20,845件(97.6%)
- (2) 対象労働者数 174,809人  
(96.1%)
- (3) 金額 92億7,506万円  
(91.0%)

#### ◆賃金不払いと監督指導の事例(業種： 飲食業)

##### 1 事案の概要

- ・労働時間は、勤怠システムにより管理  
を行っているが、当該システムに搭載  
された端数処理機能を用いて、日ごと  
の始業・終業時刻のうち15分未満は  
切り捨て、休憩時間のうち15分未満  
は15分に切り上げる処理が行われて  
いた。
- ・また、着用が義務付けられている制服  
への着替えの時間を、労働時間として

いなかった。

##### 2 労働基準監督署の指導

- ・労働時間を適正に把握するための具体  
的方策を検討・実施すること。
- ・過去に遡って、労働時間の状況につ  
いて労働者に事実関係の聞き取りを行  
うなど、実態調査を行い、実際の支払  
額との差額の割増賃金の支払いが必  
要になる場合は、追加で支払うこと。

##### 3 その後の事業場の対応

- ・労働者へのヒアリングを行って、正  
しい労働時間数を把握し、再計算の上  
、差額の割増賃金を支払った。
- ・勤怠システムに搭載された端数処理機  
能の設定を見直し、始業・終業時刻  
の切り捨て、休憩時間の切り上げ処理  
をやめ、1分単位で労働時間を管理す  
ることとした。
- ・制服への着替えの時間を、労働時間  
とすることとした。

【厚生労働省「賃金不払が疑われる事業  
場に対する監督指導結果(令和5年)を  
公表します」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpa  
ge\\_41907.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41907.html)

### 最低賃金をめぐる動向等

#### ◆「最低賃金」制度の概要

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が  
定めるもので、使用者は、労働者にその  
金額以上の賃金を支払わなければなりま  
せん。都道府県別に最低賃金が定められ、  
この地域別最低賃金以上の賃金を支払わ

ない場合、罰則が科せられます。なお、最低賃金制度には例外があり、「最低賃金の減額の特例許可制度」において、身体や精神の障害によって一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの特定の労働者について、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることにより個別に最低賃金の減額の特例が認められます。また、例えばシルバーワーカーなどとの契約は、請負・委任契約に当たるため、最低賃金法ほか労働関係の法律は適用されません。

#### ◆なお昨今の賃金事情と乖離

2024年度の最低賃金について、厚生労働省の中央最低賃金審議会は7月25日、目安額を全国平均で時給1,054円とする答申を行いました。引上額は50円となり、1,000円の大台に乗った2023年度の額を超え、4年連続で過去最大となりました。

この答申を参考として、各地方最低賃金審査会で調査審議のうえ、答申を行い、各都道府県労働局長によって地域別最低賃金額が決定されます。例えば、東京都の最低賃金については、8月5日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対し時給1,163円に改正することが適当であるとの答申を行いました。例年、10月上旬～中旬に各都道府県の地域別最低賃金が発効します。

なお、このように最低賃金は引き上げられますが、すでに社会的な人手不足等により、各業界におけるパートタイム労働者等の時給は上昇しているのが現状です。例えば、厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6年6月分結果速報」によると、パートタイム労働者の時給は平均1,338円で、前年同月比4.9%増となっています。

各企業においては、今一度自社の賃金の確認を行いましょう。なお、給与制度や給与規程等を変更する際には手続き・届出が必要になります。

【厚生省「最低賃金に関する特設サイト」】  
<https://saiteichingin.mhlw.go.jp>

## 仕事より余暇を重視する割合が年々増加～日本生産性本部の調査より

### ◆「仕事より余暇を重視」する傾向

日本生産性本部が「レジャー白書2024」（速報版）を公表しました。これは、余暇活動に関する個人の意識や参加実態に関するアンケート調査の結果をまとめたものです。この調査により、仕事よりも余暇を重視する人々の割合が年々増加していることが明らかになりました。特に「仕事よりも余暇の中に生きがいを求める」と回答した人の割合が2021年以降増加しており、2023年には回答者の34.1%がこのように答えています。

この傾向は、働き方やライフスタイルの変化を反映しています。コロナ禍を経て、多くの人々が自分の時間を大切にし、家族や友人との時間、趣味やリラクゼーションの時間をより重視するようになったといえるでしょう。

### ◆企業に求められる対応

企業には、上記のような働く人の意識の変化に対応することが求められます。すなわち、従業員のワークライフバランスを尊重し、柔軟な働き方を推進することで、従業員の満足度や生産性の向上が期待できます。具体的には、以下のような取組みが考えられます。

- ① フレックスタイム制度の導入：従業員が自分のライフスタイルに合わせて働く時間を選べるようにする。
- ② リモートワークの推進：通勤時間を削減し、より効率的に仕事を進めることができる環境を整える。
- ③ 有給休暇や特別休暇の取得促進：従業員が積極的に休暇を取得できるような文化を醸成する。

他にも、余暇活動として人気の高い国内観光旅行に行きやすくなるような福利厚生を導入なども考えられます。

